

領事出張サービスの実施について《 クリーブランド地域 》

～ 2010年10月21日／於 レストラン修平 ～

2010年10月21日、クリーブランド市近郊にて領事出張サービスを実施いたしますので、ご利用ください。

実施項目

- 新旅券(パスポート)の交付: 事前に申請手続きをされた方の新旅券を、当日申請者へお渡しします。
- 在外選挙登録申請の受付
- 在留届の受付
- 在留証明および署名証明の申請受付
- 各種相談(戸籍・国籍関係など)

会場・日時

Shuhei Japanese Cuisine and Sushi Bar (レストラン修平)

住所: 23360 Chagrin Blvd. Beachwood, OH 44122 Phone: 216-464-1720

2010年10月21日(木) 午後1時から午後3時

実施時間中のご都合のよい時にご来場ください。(ご来場いただく時間を個別に指定しておりません。)

◇ 旅券(パスポート): 領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るための手順

1. 旅券申請書を請求

\$1.22 の切手を貼り、返信先住所を記載済みの返信用封筒(A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を、申請書の必要枚数、連絡先等を書いたメモとともに、在デトロイト日本国総領事館に郵送してください。旅券係より申請書と説明を送付します。

(同封メモの記載例)

旅券申請書を次のとおり送付希望します。

10年用 1枚 5年用 2枚

電話番号: 419-xxx-xxxx

氏名 (申請予定者全員の日本国旅券に記載されている氏名)

Yamada, Hanako

Yamada(Smith), Eimi(Amy)

Yamada(Smith), Taro George

資料請求先住所: Consulate General of Japan
400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
Attn.: Passport Section

2. 申請

お手元に届いた説明・記入例を参考に、必要書類一式を当館へ提出してください。郵送申請、または窓口で直接申請いただくことも可能です。今回の領事出張サービスにて新旅券を受け取るための申請締切日:

2010年9月30日(木) 当館必着

3. 領事出張サービス会場での新旅券の受け取り

2010年10月21日午後1時から午後3時の間に、新生児も含め、旅券名義人ご本人がお越しください。代理人による受け取りはできません。

<当日ご持参いただくもの>

- a. お手元にある最新の日本国旅券(原本)。今回は初めての旅券申請の場合は、米国旅券か州発行の英文出生証明書。
- b. 米国永住権カード(Green Card)の原本。← 永住権保持者の方のみ
- c. 手数料: Money Order か Company Check (企業が振出人の小切手)でご準備ください。**Personal Check (個人が振出人の小切手)、クレジットカード、現金は受け付けておりません**のでご了承ください。Money Order や Company Check の支払い先(Payable to:)欄には、**Consulate General of Japan** と記入し、Memo 欄や Purchaser 欄に旅券名義人の氏名を漢字で記入しておいてください。ご家族数人で申請されている場合、手数料は一枚にまとめることなく、Money Order (Company Check)は一人一枚ずつご準備願います。

手数料: 10年用 \$170.00 5年用 \$117.00 (ただし、12歳未満の方は、\$64.00)

◇ 在外選挙登録申請の受付

1. 申請書

当日、会場に準備しますが、総務省ウェブサイトの「在外投票関係書類様式」からダウンロードし、記入したものを当日、お持ちいただくこともできます。 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>

2. 事前連絡

当館の領事出張サービス担当まで選挙登録予定者のお名前、生年月日、および電話番号を事前にお知らせください。当日、登録予定者の方の在留届情報を当館より持参します。

連絡先(領事出張サービス担当)

E-mail: senkyo@cgjdetroit.org Phone: 313-567-0120 Ext. 215

3. 必要書類等

- (1) 日本国旅券(有効なもの)の原本とそのコピー1枚
- (2) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類のコピー1枚
例: 3か月以上前に契約していることが読み取れる住居賃貸契約書
最近3か月分の公共料金請求書(住所が記載されたもの)
なお、在留届を3か月以上前に提出済みの場合、(2)の書類は不要です。
※ 海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービス当日に登録申請することは可能です。その場合は、受け付けた申請書を当館にてお預かりし、3か月経過時に当館よりあらためて申請者の方の住所確認をさせていただきます、それから登録の手続きを進めることとなります。
- (3) 本籍地と日本国内で最後に住民登録をしていた住所を正確に記載できるようご準備ください。
- (4) 代理人申請をご希望の方は、あらかじめ在デトロイト日本国総領事館にお問い合わせください。

◇ 在留証明、署名証明を取得するための手順

1. 証明書取得のための事前連絡

当館の領事出張サービス担当まで次の情報を事前にご連絡ください。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類・形式・枚数（当日、申請枚数に変更があっても問題ありません。）
例：在留証明 形式1を3通 および 署名証明 形式2(単独形式)を3通
- (3) 使用目的
- (4) 連絡先(電話番号とE-mail Address)
- (5) 在留届提出の有無

連絡先(領事出張サービス担当)

E-mail: senkyo@cgjdetroit.org

Phone: 313-567-0120 Ext. 215

2. 申請日当日:申請手続き・ご持参いただく書類

申請人ご本人が会場へお越しください。ご持参いただくものは、以下の証明ごとの説明をご参照ください。なお、在留証明と署名証明の両方を申請する場合、ご提出いただく各種資料のコピーや返信用封筒は、1セットご準備いただければ結構です。

手数料 注) 新旅券の受け取りと証明書申請の両方を行う方は、手数料をひとつの Money Order(または Company Check)にまとめず、別々にご準備ください。証明書の手数料に限っては、現金(お釣りのないよう)にお支払いいただいても構いません。 Money Order あて先: **Consulate General of Japan**

3. 証明書の交付

申請いただいた証明書は、後日、在デトロイト日本国総領事館にて作成し、申請から1週間ほどで当館から発送いたします。その際に使用する返信用封筒(申請者の方にご用意いただきます)は、郵便局、UPS、FedEx、DHL など、どこの会社のもので構いませんが、トラッキングナンバー付きのものをお勧めします。郵便局をご利用の場合は、返信用封筒に切手を貼っておいてください。

遅配・不達等、在デトロイト日本国総領事館の外で問題が生じた場合、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

A. 在留証明: 在留証明には、2つの形式があります。

形式 1 : 日本の住民票に代わる書類としての基本的書式 → 申請人個人の米国での現住所を証明

形式 2 : 次の a. か b. に該当する場合、形式2の在留証明が適切かと思われます。

a. 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。

(日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など)

b. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合

<必要書類>

1. 現在お持ちの有効な日本国旅券(原本)を提示いただくとともに、その顔写真のページおよび I-94(米国滞在許可証。旅券にはさんである紙片です。)のコピーを提出。

※ 形式2. で同居家族を併記する場合は、証明書に記載する同居者家族全員の日本国旅券と I-94

- (または Green Card)の原本、およびそれらのコピーも必要です。
2. 永住者は、I-94 の代わりに、永住権カード(Green Card)の原本の提示と、そのコピーの提出。
 3. 住所を立証する文書
 - a. 現住所の記載がある運転免許証のコピー

※ 形式2の書式を使用し、同居家族を併記する場合、在留証明書に記載する人物全員の運転免許証またはそれに準じる現住所を立証できる書類のコピー。
 - b. 入居時期を特定することができる資料のコピー： 住宅の賃貸契約書や入居後最初の公共料金請求書、学校からの入学・編入手続き時の書類など。

※ 形式1の書式で、「現在、どこに住んでいるか」を証明するだけでよい場合(そこにいつから住んでいるかという時期の特定までは不要の場合)は、3. b. と3. c. の書類は不要です。
 - c. 住宅の賃貸契約書にある入居月と実際の入居月が異なる場合(例： 夫が先に渡米し入居した家に、帯同家族である妻が数ヵ月後に渡米してきて入居。今回、妻自身の在留証明を必要としている場合)： 米国に住むために渡米した際、入管にて旅券に押された米国入国スタンプのコピー。
 - d. 賃貸契約書に同居家族の氏名が記載されていない場合(例： 契約者である父親の氏名のみが記載され、その他の同居家族の氏名が記載されていない賃貸契約書しかなく、今回、同居家族である子自身の在留証明を必要としている場合)： 補足資料として、通学している学校からの成績証明書などの文書(子の氏名、住所、およびその書面の発行日が記載されていること)のコピー。
 - e. 形式2. を使用し、過去の住所を併記する場合： 在留証明に記載する過去に居住していた住所それぞれに対し、入居時期(年と月)が特定できる資料(住宅の賃貸契約書や引越し時期の公共料金請求書、発行年月日の記載がある運転免許証など)のコピー。
 4. 返信用封筒(あて先記載済みで、送付料負担済みのもの)
 5. 手数料： 1 通につき\$13.00

証明書手数料は、旅券手数料と異なり、Money Order や Company Check(企業が振出人である小切手)に加え、現金での支払いも可能ですが、お釣りのないようにご準備ください。クレジットカードや個人が振出人の Check は受け付けておりませんのでご了承ください。

B. 署名(サイン)証明： 貼付形式と単独形式の 2 種類があります。

形式1 (貼付形式)： 委任状、契約書、遺産分割協議書など署名が必要となっている書類を会場へ持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と拇印を押していただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と拇印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち合い、確認しました。」という書面(証明書)を貼り付け、お返しします。

形式2 (単独形式)： 当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と拇印をいただき、「この署名の筆跡と拇印は、〇〇△△さんのものです。」と証明します。

<必要書類と注意事項>

1. どちらの形式を何枚必要としているのか、および証明書の提出先を、日本の書類提出先とあらかじめ調整、確認しておいてください。
2. 現在お持ちの有効な日本国旅券(原本)のご提示と、その旅券の顔写真のページおよび I-94(米国滞在許可証。旅券にはさんである紙片です。)のコピーの提出。
3. 永住者の方は、I-94 の代わりに、永住権カード(Green Card)の原本の提示と、そのコピーの提出。
4. 現住所の資料(米国運転免許証、住宅賃貸契約書、公共料金請求書などいずれか1点)のコピー。

5. 形式1(貼付形式)の場合、日本から送られてきた署名すべき書類を署名していない状態でお持ちください。当日、領事館職員立ち会いの場で、ご署名および拇印を押していただきます。
6. 返信用封筒(あて先記載済みで、送付料負担済みのもの)
7. 手数料: 1 通につき\$18.00
証明書手数料は、旅券手数料と異なり、Money Order や Company Check(企業が振出人である小切手)に加え、現金での支払いも可能ですが、お釣りのないようにご準備ください。クレジットカードや個人が振出人の Check は受け付けておりませんのでご了承ください

領事出張サービスに関するご質問、ご相談等は、在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

領事出張サービス担当 電話番号: 313-567-0120 Ext. 215

以上